

大阪市における同和教育の歴史的研究(第1報)

——1960年～1965年を中心として——

なか の りく お
中 野 陸 夫
(同和教育研究センター)

(昭和52年8月31日受付)

同和教育の歴史の決定版というべきものは、現時点においては無い。研究者が少ないということもあるが、同和教育がきわめて地域的に不均等な発展をとげ、その地域によって独自の性格を有しているということにもよる。昨今、府県別の同和教育史の研究がすすめられ、そのいくつかは既に刊行されている。大阪には、そのようなものはないので、この一文に、その一部分を構成しうるものとしての意味をもたせることと、同和教育という名による融和教育の内実をあきらかにしようとした。大阪市の同和教育は、現時点においては、全国的にみて先進的な面を有しているが、ここでとりあげた1960～1965年においては、融和教育、差別教育としかいいようのないものであった。それは、差別の要因を、第一義的に被差別部落(以下、「地区」という)に求め、その教育上にみられるさまざまな「低位性」を劣悪な家庭環境と遺伝的素質に依るとし、自己の教育実践や教育行政の差別的体質の改革に視点をすえようとはしなかった。また、自己教育運動としての性格を有する部落解放運動との結合を志向しなかったことと相俟って融和教育となったのである。

I. 部落解放運動と同和教育の概容

1960年から1965年に至る5年間は、部落解放運動にとっても、同和教育にとっても歴史的に意義深い時期である。1957年11月、部落解放同盟第12回全国大会において部落解放国策樹立請願運動の展開が決定された。この中央闘争は、1951年10月の京都でのオールロマンス差別糾弾闘争を契機として、各地で展開されてきた地方自治体に対する行政闘争を背景としていた。この行政闘争は、「地区」に対する行政の停滞こそ差別行政であり、このことによって「地区」の劣悪な生活状態が固定化され、国民一般の差別観念を生みだす要因となっていることをあきらかにし、地方自治体に部落差別の実態と、これを解消することについての地方自治体の責務を認識させる意義をもっていた。戦後の部落解放運動が、一連の民主化政策が推進されるなかで、部落差別のもつ個々の社会的性質を見失ない、民主主義一般の問題に埋没させ、拡散させる傾向が強く、運動の独自性を喪失して混迷と停滞が一時期つづいた。オールロマンス糾弾闘争は、運動の混迷と停滞を打破する決定的な意義をもったのである。1951年10月、部落解放全国委員会第7回大会は、次のように決定している。

「個々の生活擁護闘争は、差別撤廃とも常に計画的意識的に結びつけながら、部落民の

生活条件の根本的改善のための要求に統一され高められてゆかねばならない。すなわち、部落の住宅、街路、下水、上水等の根本的改善、各種衛生施設、托児所、公民館等の設置、文盲の一掃、職業、技術的教育、図書館あるいは文庫、健全な娯楽機関等の設備、そのほか憲法の保障する「健康にして文化的な生活」を現実に部落大衆のものとするための、諸要求がかちとられなければならない。(中略) われわれは、すべての国民の健康にして文化的な生活の保障を要求するのであるが、ただ部落が封建的身分関係とのからみあいのために、集団的に一つの社会層として、とくに他の国民一般より、ひどい不健康にして非文化的な生活におとしいれられているが故にとくに部落解放国策を要求するのである。』¹⁾

この第7回大会は、戦後はじめて、部落差別の撤廃と生活擁護闘争とを有機的に結合させる方針を明示したこと、政府に対する要求を打ち出した点で大きな意義を有する。1958年1月、東京で、部落解放国策樹立要請全国代表者会議が開催され、部落解放同盟が政府各機関に提出した要請書の確認と、この会議に結集した部落解放同盟、全国同和教育研究協議会、部落問題研究所、労働組合、民主団体、地方自治体等によって半恒久的のカンパニア組織として部落解放国策推進全国会議が結成された。この時の「部落問題解決のための国策樹立に関する要望書」には、三項目の要望事項が列挙されている。

- 一、内閣に部落対策審議会を設け、部落問題完全解決のための、各種の調査、研究、企画立案並に審議、答申、勧告の外に行政査察指導を行わしめること。
- 一、各省の責任において、之が予算化を行い事業の実施に当らしめること。
- 一、大蔵省は、各省の予算に対して、優先的に裏付けを与えること。

これらの運動の結果、政府は、1958年度予算にはじめて部落(同和)対策費を計上し、1960年8月には、国会で「同和対策審議会」を設置する法律(2年間の時限立法)が成立したが、委員の任命に手間取り、1年3カ月もの間放置されることになる。そこで、部落解放同盟は、1961年3月の第16回大会で部落解放要求貫徹請願運動を全国民的規模で展開することを決定する。この方針にもとづく運動は、1965年8月の国の同和対策審議会答申が出されるに至る過程での画期的なものとなったのである。

戦後の同和教育は、民間教育運動として西日本を中心に発展してき、それらの集約として1953年5月に全国同和教育研究協議会(以下、全同教という)が結成され、その動向が注目されるのであるが、このことで直ちに同和教育の理念や実践についての統一があったわけではなく、各地での同和教育の内実、その発足の事情と経過の異なることから試行錯誤をくり返していた。そこで、全同教は、同和教育を伸長・深化させる目的で、1958年5月に「同和教育指針」を出した。その実質的な作成者である盛田嘉徳氏によると「この58年と翌59(昭和34)年とは『同和教育指針』は、かなり広く読まれ、各地の刊行物にも収載されたり、講習会、研究会なども盛んに催された。余波は60、61(昭和35、6)年頃まで続いたようだが、大体、寿命は二カ年余りだった。』²⁾という。この指針は、現在の時点から見てもかなり良く出来ていると思う。

「教育基本法には民主的で文化的な国家を建設する決意を述べ、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希望する人間の育成をめざす教育の普及を強調している。憲法や教育基本法に保証された子どもの権利と幸福を守るために、民主教育をおし進めることは教師として当然の使命である。それにもかかわらず、現実には教育はゆがめられ、子どもの権利と幸福を傷つけているという面が非常に多い。(中略)差別と貧困に苦しむ子どもの権利と幸福を守ること、そして部落問題についての正しい認識・差別を生み出す社会のしくみと政治のあり方についての具体的な批判力を持っている子ども、解放をねがう意識を高め、知

性に裏づけられた行動を引出すことのできる子どもをつくることである。」

上記の引用は、指針の前書きの部分の一部であるが、この後に、部落問題の意義を認識する、同和教育の意義を理解する、同和教育の適切な方法を研究実践する、同和教育の広場を作る、として33項目にわたって提起している。この指針は、綱領的な性格をもつものとして作成されたものであって、直ちに具体的な実践の手引きとして役立つとはいえないが、現実には自らが行なっている教育実践が同和教育という名にふさわしいものか、その道筋に適っているかどうかを自己点検する上にはきわめて有効な役割をはたしうるものなのである。

ところで、この指針の寿命が僅か2年余りでしかなかったのはなぜか。その内容が、現実の実践とかけ離れすぎていたためであったろうか。理念と実践を巧みに区分けし、理念は理念、実践は実践と割り切ってしまう所のある教師の体質に切り込むだけの力を持っていなかったのではないか。いろいろと考えられる所であり、いずれも多少の真理を含んでいるといえよう。もう一点重要なことを見落してはならないのは、この指針が出された前後の教育全体の動向である。1953年1月に中央教育審議会が発足して以降、政府・文部省の文教政策は、戦後の教育の民主化を「占領下という特殊事情のもとに決定され、その中にはわが国の実情に即しない点もある」³⁾ので必要な改善を行なうとして、戦後の民主教育が空洞化されていくのである。これは、教育行政権の中央集権化に集約されるのであるが、戦後の民主教育路線を守ろうとする勢力との正面衝突となり、教育現場で深刻な対立と混乱を惹起したことは周知の事実である。そして、同和教育が、これらの一連の事態と無関係に存在しえなかったのも当然である。

この問題は、全国的に激しく展開された勤務評定反対闘争の直後に開催された全同教主催の第11回全国研究大会（高知大会）における「同和教育は独占資本と対決する」という高知の一部の教師達の提起につながる。これらの経緯については、別にあきらかにしている⁴⁾ので、この提起の一例として高知県香美郡吉川小学校の報告を紹介しておくことにする。

「われわれの結論として、同和教育とは部落問題を対象とする教育、いいかえれば部落解放という場において行なわれる民主教育のことであるが、部落問題とは、今日、すでに封建遺制の問題であると考えすることはできない。なぜなら部落問題に集約的に現われているという、いくつかのことがらが日常の場において、一つ或いは二つ是正され解決できたといっても、それは決して部落問題の基本的な解決にならないであろう。そこで、この問題はまさしく部落問題を部落問題として残存せしめている元凶としての、現代社会機構の矛盾につながる問題であると確認されるのである。そこで、同和教育は、独占資本の搾取と支配の矛盾をとらえ、世の不合理と闘い、圧制に抵抗する教育を、日常不断にあらゆる教科、あらゆる場において行う教育のことである」⁵⁾

これらの提起は、高知県内で勤務評定反対闘争を熾烈に闘った教師達によるものであるが、吉川小学校においても、その提起された内容の実践的裏付けがあるわけではなかったし、このような意味ではまったく観念的な提起であり、同時に、高知県内においても集約されたものではなかった⁶⁾という。しかし、当時の融和主義的な発想から抜け切れていなかった同和教育論、つまり、部落差別を封建遺制がもたらす観念的・心情的なものとしてしかとらえていない同和教育に対して、点検をせまり、反省、集約する必要感を抱かせた点についてはそれ相当の評価はできるのである。

- 注 1) 「部落解放運動当面の任務」部落解放全国委員会第7回大会決定, 1951. 10. 10, オールロマンス事件は, この大会直後の19日におこった。
- 2) 盛田嘉徳著「解放教育への道程」明治図書, 1974, P. 201.
- 3) 1951年1月, 第1回総会における文部大臣の挨拶の一節。「資料日本現代教育史」①三省堂, より引用。
- 4) 鈴木祥蔵, 横田三郎, 村越末男共編「戦後同和教育の歴史」解放出版社, 1976, 12, 第9章反独占の「同和」教育の問題提起—全同教高知大会と砂闘争(中野執筆)参照。
- 5) 第11回大会報告書「同和教育の現状—その具体的実践内容」, 1960, 2.
- 6) 高知県同和教育研究協議会「高知県における解放教育の遺産と今後の課題」, 1974, 12, P.130

II. 同和教育と白書運動

この第11回第国大会の特徴とされる第二点は, 同和教育白書運動の推進が提起されたということである。この提起は, 部落問題研究所の東上高志氏によってなされ, 差別的教育条件を明らかにし, 同和教育が当面している壁を打破するものとして, 次の4点の具体化が提案された。

1. 学校における教育条件をいかに高めるか。

例えば, 一週三十時間以上の授業をもった上に雑務におわれ, 放課後さらに家庭訪問をしている現場教師の実態, 福祉教員はふえたが, 定員外におくことでは問題は解決したことにならないなど, あらゆる条件をありのまま投げだすこと。

2. 居住における教育環境をはっきりさせること。

朝食も食わずに登校してくる子に, ほんとうの教育ができるはずはない。

3. 就職, 進学における教育条件を明らかにすること。

部落の子が就職でどんな差別を受けているか。かりに部落の子が差別されないとしても, 学力の低い子が大企業の就職試験に通ることができるだろうか。

4. 社会教育における条件はどうか。

公民館主事に過大な負担がかかり, 無給のところがあるというが, こんなことで社会教育が成長するのだろうか。

この提案をした理由について, 東上氏は「同和教育が民間教育運動としてのきびしさを失って, 天下泰平的なムードにつつまれていること, そこでは, 一部の先進的な実践者を除いて, 大部分の教師達が官制教育としての同和教育をやらされていること, そうした結果として, 国家教育へ流される融和教育の方向が最近急速に強まっていることをのべ, そうした現状を克服するための当面する課題を明らかにしておいた。同和教育白書を提案したのは, そこで述べた理論的・実践的な課題を推進する, それがカギとなると思われるからである」¹⁾と述べている。これ以降, 同和教育研究大会における討議内容の柱のひとつとして, 白書運動が位置づけられ, 地域によっては, 同和教育といえば白書にはじまるとさえる状況が現出した。

この白書運動自体は, この11回大会を契機にはじめられたのではなく, 1953年頃を境にして一種の「調査ブーム」(勿論, 同和教育の先進地で)と呼ばれる程のものがあつた。当時の同和教育が, 部落史教育に偏り, なかには差別事件を惹起した例もあつたことから, 同和教育に対する批判が出されてきたこととも関連して, 同和教育は, まず調査によって

実態を知ることが先決だということに一気に傾斜して、「調査ブーム」ということになったのであった。ところで、調査となれば、調査者の問題意識が正しいものであり、調査項目や方法が意図に合致したものであり、そして、調査の結果が同和教育の推進に役立つものでなければならないのは当然のことであろう。当時、奈良県の山奥にある中荘小学校の一教師であった中村弘三氏は、最も一般的な調査の項目を分析し、その問題点を指摘している。²⁾そこでは、調査の三つのパターンを紹介している。

例一 〈児童に関する調査〉

「えった」「よつ」の言葉を知っているか。何年位から知っているか。誰から聞いたか。どんなときに言ったか。

例二 〈社会調査〉

世帯数及び人口、職業

〈児童調査〉

衛生調査（はんかち、はな紙、爪、シラミの子、トラホーム）

小遣調査（金額、使いみち）

例三 〈基礎調査〉

人口及び世帯数、職業別調査、農家所有並に耕作段別、山林所有段別、住居に関する調査（宅地面積、室数並びに畳数、電灯数）、所得に関する調査、教育程度についての調査、衛生に関する調査（疾病、乳児出生死亡状況、井戸、風呂及び入浴回数）

〈部落児童の実態〉

児童数、欠席状況、身体状況、生活態度に関する調査（洗顔、歯みがき、手洗、入浴、起床就寝時刻、家庭における自習状況、登校に対する態度、小遣）

例一は、差別意識に関する調査とされたもので、戦後の同和教育の初期に試みられたもので、それが、例二の「地区」の子ども達の低い生活や生活規律（反社会性ということ）に関する調査に推移し、例三は、それを生み出している「地区」の経済生活の調査ということになり、当時、最も多い調査は例三に示されたものであった。

上の例に示された調査項目の推移は、調査者自体の部落問題についての認識の推移を現しているものであるし、部落差別に対してどのような立場にあったかを如実に示している。そして、肝心なことは、調査結果が教育にどのように生かされたのかが問題で、同和教育の前進に役立たない内容であれば、まったく無意味であるし、逆に同和教育の実践を阻害することさえあった。中村氏は、当時の調査の中には、差別を助長しているものもあると指摘したが、その指摘の内容は、その後の調査に対する批判にもあてはまる。

「部落は貧困だ。生活程度は悪く、文化水準は極めて低い等々という調査は、部落の低位性を強調したものであって、差別の裏づけ以外の何物でもない。差別意識の調査にしても、徹底した同和教育のおこなわれていない状態の中では、子ども達にただ興味だけを与え、差別を助長させるのに役立っているにすぎない。極端な場合になると、部落の低位性を表わすような数字だけを並べ、『習慣と迷信』というような単元を組み、差別事件でもおこれば『実態調査までして全力をつくしたが……』というような学校さえ見受けられるが、こうなっては、調査が同和教育をはばむ一つのコツにさえなっている」³⁾

白書運動については、このような歴史的経過がある中で、改めて提起されたのであるが、その動機は、提案者である東上氏の「国家教育へ流される融和教育の方向が急速に強まっている」という危機感にあったことは先に述べた。事実、教育行政の主導による官制同和

教育が前面に出てきて、その中では、部落差別の原因を徹底して解明していく方向ではなく、差別を人間関係の問題にすりかえて、同和教育を人間関係を正常化する教育、つまり融和教育の公然化が見受けられた。これらは、当時の「特設」道徳と結びついて「同和道徳」という奇妙な用語すら造語される有様であり、第11回大会においても、兵庫県出石郡出石中学校の報告のように、道徳教育と同和教育の共通点を「ともに人間の尊重、人間の平等を根幹とし、その土台は一つである」⁴⁾という主張になったりして出てきたのである。また、勤務評定反対闘争に「敗北」した挫折感が、同和教育の推進にも大きく影響し、先進地とされてきた和歌山県（責善教育と名付けていた）では「勤評体制下から責善教育はゼロになった」⁵⁾（責善教育は）今や危機に直面している感が強い。……今まで責善教育がともかくにも前進してきたのは、教委が前向きの教育行政をしていたからであるが、これとてもホンモノではなくて、タテマエをとっていたのであった⁵⁾という悲観論が出される状況の中で、教育行政主導の同和教育が抬頭してくる。文部省も、1959年度から同和教育研究指定校を設置し、同和教育資料の作成配布を行なうようになった。大阪市の同和教育は、官制同和教育の典型であったが、以下このことについて述べる。

- 注 1) 東上高志「同和教育の新段階」, 雑誌「部落」120号, 1960, 1.
 2) 中村弘三著「教育調査の理論と展開」潮文社, 1956, 10, P.37~49.
 3) 同上, P.48~49.
 4) 前出, 第11回大会報告書, P.52. 同和教育と道徳教育の関連に言及したものは、兵庫、滋賀、大阪、広島等、多くの報告に見られる。
 5) 前出, 「戦後同和教育の歴史」, P.184~185.

III 同和教育のはじまりと「地区」の概容

大阪市の同和教育は、京都、和歌山、高知等と比べて遅れ、1952年5月の大阪市立南中学校差別事件をその出発点としている。しかし、この事件に対する糾弾闘争は、当時の部落解放委員会大阪府連合会が大衆的な基盤に立った組織ではなかったことや、また、大阪府連が教育問題について関心をもってこなかったことから、西岡智氏の言うように「一部の幹部の請負いで部落大衆に基盤をおく闘争にまで発展することのできない弱さは一時どうしようもなかった」¹⁾のである。それにも関わらず、この事件を契機として、同和教育の必要性が認識されるようになったことも事実であり、これ以降、大阪市同和事業促進協議会の設立、同和教育の研究団体としては、民主教育研究会→大阪市同和教育研究会→大阪市同和教育研究協議会と推移していく過程で、同和教育の推進体制が徐々に成立していったのである。そして、1959年に部落解放同盟の市教委に対する義務教育無償闘争の成果として、同和地区特別就学奨励費（特就費）が設けられたことによって、はじめて長欠・不就学根絶の展望がひらかれてくるのであった。同時に、行政的には民生局を担当部局としてきた同和教育は、1960年度から教育委員会に移管されて変則状態が解消したのである。²⁾

この過程で問題になることは、実際に学校で同和教育を推進する立場にある教師の側では管理職が中心になっていたこと、大勢は、むしろ同和教育を忌避する傾向が顕著であったことから、大阪市の同和教育は、解放運動の要求におされた教育行政主導による官制同和教育としてスタートしたのである。さらに、サラリーマン意識を強くもつ都市型教師の体質を改革するような内部運動もおこらなかったこともあって、これ以降、同和教育不毛の地という不名誉な評価を下されることになる。同和教育不毛というのは、同和教育とい

う名で行われた教育が、きわめて融和的であり、差別的な内容であったことをさしていたのであるが、このことについては後に述べる。

ここで、1960年から1965年当時の大阪市における「地区」の概容についてふれておくことにする。当時、大阪市内で「地区」として確認されていたのは、加島・日之出・飛鳥・南方（以上、東淀川区）、浪速（浪速区）、西成（西成区）、矢田・平野（以上、東住吉区）、生江・両国（以上、旭区）、住吉・浅香（以上、住吉区）、舟場（北区）、中津（大淀区）の14「地区」³⁾となっている。この14「地区」の概況について、資料⁴⁾の関係から1963年頃を中心に述べることにする。

(1) 人口・世帯・戸数

1963年1月1日現在、人口67,561、世帯数15,963、戸数13,433となっており、1949年7月と比較すると、舟場が激減している外は激増、特に西成・浪速が著しく、割合から見ると浪速・矢田等が多い。

(2) 職業状況

皮革関係の従業者が、全体で30%に近く、これらは西成（49.3%）浪速（36.9%）に集中し、部分加工業者は加島（25.2%）・両国（32.4%）・舟場（40.2%）、失対・日雇従事者は日之出（17.5%）・南方（14.8%）、行商は矢田（72.1%）・住吉（27.7%）というように「地区」ごとに特定の職業に集中している。雇用されている場合は、いずれも零細企業、筋肉労働であり、職業とはいえない難いその他の職業が25.2%（「地区」によっては4.4%～80.5%の中がある）の高率で、その貧困性を如実に示している。

(3) 生活保護状況

「地区」の貧困性は、生活保護受給率で示されるが、大阪市全体の保護率（1,069%）に比べて、「地区」保護率は3倍（3,009%）に近く、浪速・西成を除くとその比率は一段と高くなり、矢田（17.845%）・住吉（9.062%）・生江（9.456%）では著しい。従って、小学校・中学校における要保護児童・生徒の割合は、5～7倍に及んでいる。

(4) 長欠・不就学

「地区」を含む行政区全体の1.414%に対して、「地区」児童・生徒（但し、浅香・平野・中津を除く）は2.074で、浪速（4.03%）・西成（3.619%）が目立ち、飛鳥・南方・矢田がこれにつづいている。

(5) 中学校卒業後の進路状況（1964年3月現在）

高校進学率は、大阪市全体で74%に達するが、「地区」は40.6%と大きな格差がある。その内、定時制進学者は8.71%で、大阪市全体の4.06%に比べて高率である。また、国公立・私立の割合をみると、「地区」外では約半々であるが、「地区」では3対5の割合となっている。以上のことから推察できることは、家庭の経済的負担能力の低さから就職を選択せざるをえないこと、また、進学も経費の高い私学に多いという矛盾が生じており、結局は、小・中学校9年間の学力保障の体制と関って、学力が相対的に低いことを示している。

(6) 学校での医療状況

結核、皮膚病、心臓病、眼疫、耳疫、鼻疫、咽喉疫等の医療状況を比較すると、「地区」外の小学校の計20.49%に対して「地区」は27.87%、中学校では同じく22.53%に対して37.05%に達しており、保健上の弱点を明確に示している。これらは、経済的負担能力と関って治療の問題があった。

以上の6点から明確なように、部落差別は心理上・観念上の問題としてではなく、「地区」

の生活のあらゆる領域にわたってきびしい制約をもたらしていることに注目しなければならない。しかも、これらの貧困と低位性は、一時的かつ偶然的事情によって生じたものではなく、差別の本質としての市民的権利——就職の機会均等の権利、教育の機会均等の権利、住居移転の自由等が、差別によって不当に制約されてきたという、歴史的な差別の累積の結果として見られることなのであった。そして、「地区」全体がスラム化していく傾向が顕著である。それ故に、現実の深刻な貧困と低位性を克服し、「地区」を変革していくという課題が、部落解放運動の緊要の課題となるのであり、同時に「地区」を放置してきた行政の責任がきびしく問われたのである。

ところで、その「地区」を変革していくためには不可欠な部落解放運動の状況はどうであったろうか。

1963年時点で見ると、市内14「地区」で部落解放同盟の支部が組織されていたのは、加島（388世帯中26名）、日之出（1000世帯中250名）、浪速（3000世帯中36名）、西成（6,742世帯中400名）、住吉（357世帯中45名）、矢田（594世帯中185名）の6「地区」にすぎなかった。また、同和事業の円滑な実施を目的とした大阪市同和事業促進協議会の地区協議会のある「地区」は、さきの6「地区」に加えて、飛鳥・南方・舟場・生江・両国の計11「地区」であって、中津・平野・浅香はまったくの末組織であった。⁵⁾部落解放同盟の支部があるといっても、その員数が示す通り「地区」全体を組織することからははるかに遠い状況であったし、「地区」内で部落解放運動に反対する保守的な層との対立の激しい「地区」もあった。しかし、実際には、表面上の数字をはるかに上回る影響力を及ぼしていたことは事実であり、住宅要求闘争や生業資金獲得闘争等に大きなエネルギーを結集していた。

また、部落子ども会の結成状況は、1954年8月に結成され市内の「地区」ではもっとも古い歴史をもつ日之出をはじめとして、1958年前後に結成された西成・矢田、そして、加島の4「地区」にしか恒常的な組織はなかった。また、指導が「地区」内の青年や学生によって行なわれていたのは日之出だけで、西成・矢田は大学の部落問題研究会の学生の手によってしか運営できない状態であった。しかも、1963年頃になると、学生らが「地区」の運動と無関係に子ども会を運営する傾向が強まり、次第に活動が停滞していくなかで、ついには学生の指導が断られるということになった。これら4支部以外の「地区」の子ども会活動は、日常的なものではなく、同和事業促進協議会が季節ごとに開催する諸行事や「地区」主催の諸行事に参集する「行事」子ども会というべきもので、部落解放運動の一環としての子ども会とは言い難いものであった。

このように、あらゆる問題が山積し、すべてがこれからという状況であった。

注 1) 西岡 智「大阪における解放教育のあゆみと課題」,「部落解放」創刊号, 1968, 10, P. 122.

2) この間の経緯については、拙著「解放教育に何を求めるか」明治図書, 1976, 7, で述べているので、ここでは詳述していない。

3) 大阪市同和教育研究協議会「同和教育資料」, 1960, 3. による。尚、現在は舟場・中津を除く12「地区」が「地区」指定されている。

4) 大阪市同和事業促進協議会「10年の歩み」1963, 2. 大阪市同和問題研究室「大阪同和事業史」1968, 5. を参考にしてまとめた。

5) 前出「10年の歩み」を参考にした。

IV 同和教育白書とその問題点

全同教事務局は、第14回全国大会(1962年)の開催を前にして白書運動を提起した。それは、「部落の現実を、ばくぜんと抽象的・観念的にとらえるのではなくて、国内外の諸動向の中で、決して昔のままでない部落の現実を、白書運動等によって客観的に明らかにし、現在の時点に立って差別とは何かをもう一度明らかにする」¹⁾ことを通じて、現にすすめている同和教育が、はたして部落を解放する教育になっているのかどうか、どういうことで部落の解放に役立っているのかをきびしく点検することを提起している。この提起をより現実的・実践的に受けとめるならば、子ども達を正しく理解し、その成長の方向を見定めるためには、子ども達の生活基盤である家庭や地域の状況と動向を把握し、子ども達の感情、心情や行動を把握する必要があるのであり、ここに白書運動の意義が認められるのである。しかし、1956年時点で、中村弘三氏が指摘した通り、差別の現実には「それほど簡単に数字や言葉によってはでてこないように、強ちに、内向的に形造られている」²⁾ものを、主観的に、形式的に調査することは、差別を拡大し再生産する危険性を内包していたのである。

当時、大阪市内の「地区」を校区にもつ学校(同和関係校とよばれた)では、さかんに白書が作成されていた。そこで、何があきらかにされたのか、そして、あきらかにされたことと教育実践とはどのように関わっていたのかが問題なのである。手許に、1960年～1965年の各年度毎に学校別の実践を総括した資料と、同期間に研究発表に際して作成された要録7校分があるので、これらをもとに白書の内容とその問題点を探求することにする。

まず、第一に、調査の方法論についてである。大体は、種々の調査項目を定めて、「地区」児童・生徒と「地区」外児童・生徒とを比較対照したものを数値や文字で表わし、「地区」児童・生徒の「低位性」にさまざまな理由づけを行なうという形式になっている。こうみると、一見、科学的・客観的な調査のようであるが、この調査によって調査者自体の問題意識や、部落問題についての認識水準、教育観等が浮きぼりにされたのである。

調査内容は、父母の実態、子どもの実態に大別できる。父母の実態は、家庭調査、家庭診断テストにより家庭生活の実態、父母の教育に対する関心度、家庭における教育環境の実態について分析するということになっている。その際に設定された項目は次のようなものであった。

- ①父母の学歴 ②父母の職業 ③欠損家庭 ④家族数 ⑤家族一人当りの収入 ⑥家族一人当りの「たたみ」の数 ⑦住宅について ⑧子どもの物的環境(勉強部屋、机、書物等) ⑨家庭の文化程度 ⑩教育関心度 ⑪越境児童数 ⑫給食をとっていない理由 ⑬学習参観に来られない理由 ⑭テレビ・洗濯機の普及度 ⑮新聞・雑誌の定期購読状況

このような調査から出される結論は、Ⅲで述べたことから推察されるであろう。「地区」は、教育環境としてみた場合にきわめて不利な条件が山積しており、不利な条件におかれている子どもの姿があきらかにされてくる。問題は、その実態の受けとめ方である。例えば、この調査をした啓発小学校では、³⁾

「無秩序、ふしだら、無計画な家庭生活であり、その底流に非合理性がみられる。このような家庭、地域環境の悪さは、何に原因しているのか。それは貧困と差別である。貧困と差別、両者が互いに絡み合い、その根は深く広く地域にのび、地を固めているのである」と述べ、そして、「地区」児童の一般的特性として、①不潔である、②ことば使いが悪い、

③貧困でいて乱費が多い、④粗野粗暴である、⑤教師の注意を聞かない等であり、まさに無惨な姿として描写されている。このような「地区」の子どもの特性は、貧困と差別からくる悪循環、家庭でのしつけに対する無理解からくると結論づけている。つまり、これらは「学校教育以前の問題」なのであって、学校教育の可能なことは、学校において規律ある生活態度を育成することぐらいしか課題にならないのであった。

次に、子どもの実態を調査する際には、知能・学力・性格・交友関係を「科学的」に検査するということから、知能検査、学力検査、クレペリン検査、ソシオメトリックテスト等が万能の機能をもつものとして利用されるのが通常である。これらの諸調査によって、「地区」児童・生徒の資質が科学的に把握しうるものとして考えられていたのであるが、その分析の内容には、多大の問題点があった。それは、知能検査の結果を学業上の不成績に関連づけ、「地区」児童の学業上の不成績の原因を「知的に劣る」と結論づけ、それを部落差別と結びつけるというやり方である。そのもっとも露骨で、差別的な例として、再度、啓発小学校にみると、知能検査の結果、6年生の知能偏差値の分布状態が他校と比較して悪いのは、6年生の「地区」児童（全児童の約3分の1）が「知的に」劣るからであると、その原因として、次のような驚くべき事柄をあげている。

1. 近親結婚による弊害が、子どもの知能に影響している。
2. 家庭での教育環境が不備である。
3. 小学校入学前までの教育的育児がなされていない。

このような「分析」結果が、文部省及び大阪市教育委員会の同和教育研究指定校の実践報告として公式に発表されていたのである。しかも、このような認識は、啓発小学校だけではなくて、一般的であったと推察される。例えば、1963年度の大阪市同和教育研究協議会の研究発表会において、小学校部会（10小学校で構成）の報告「大阪市同和地区関係小学校における基礎学力の向上について——補習学級について」⁴⁾の中にも同様のものがみられる。小学校部会で、1962年度の大阪市診断テストの中から国語・算数について全市の正答率を比較すると、「地区」児童と「地区」外児童、さらに全市とかなり大きな格差があり、しかも上級学年にすすむにしたがって、その差が拡大する傾向を指摘し、その原因として、○近親結婚による素質の劣悪、○父兄の学力不足、○貧困からくる教育無関心及び環境不良（学習する場所や机などのないものもある）、○学級定員の過剰と教師の指導技術の研究不足、の4点をあげている。啓発小学校との相違は、学級定員と教師の指導技術を4点目につけ足しているだけで、この二つの報告は、まったく同質のものといえ、驚くべき差別的な内容なのである。「地区」に対する差別的な予断・偏見と学校教育を長く支配してきている宿命論的な能力固定論の合体なのであった。

「地区」児童にみられる学業上の不成績の第一の要因は、近親結婚にあるという。つまり、遺伝的に素質が劣悪だというのである。これは、教師の部落問題についての認識が、いかに非科学的で、差別的であったかの証拠である。部落差別の現象形態として深刻な結婚差別のあることは事実であるが、それは「地区」外の人との婚姻が差別によって不成立におわるケースが多いということであって、それを直ちに近親結婚に結びつけるのは、事実反したまったく乱暴な結論なのである。このような予断と偏見が結婚差別の原因となっているのであって、差別の助長という以外の何物でもないものであったといえよう。このような差別観念と宿命論的な能力固定論との結合の結果、「地区」児童にみられる学業上の不成績は、教育によっては解決不可能な問題ということになり、教師の教え方などはまったく問題にならなくなって、「学校当局」が「地区」からの教育要求を退けるのに都合が

よい論理となって働き、極端な場合には、学習不振児は教師にとって「加害者」としてすら登場させられることになった例もある。当時、栄小学校の学校長の「今日なお基礎学力の不足を補うのに、それぞれの教科の指導に学級担任が全力を尽して骨身を削る思いで努力しても、一部の不心得な児童達によって熱意ある努力も徒労に終る事も多い」という嘆きになったり、また、同校の一教師は「僅か一人か二人の子供のために、毎日こんな苦勞をしておられる先生の姿を見ると全く気の毒になってくる」⁵⁾という把握が出てくる。

このような把握の中からは、学校教育のあり方と深く関連して、「低学力」の克服というまさに同和教育の中心的課題が中心的課題として登場することにはならず、補習学級として実施されていたものは、まったく対策的・形式的なものになってしまい、学力保障に有効性をもたないとりくみに終始したのも当然のことであつたといえよう。

次に、中学校での白書運動について考察してみる。調査項目自体は、さきに例示したものと大同小異なので省略するが、中学校の場合には、生活指導上の問題——いわゆる「非行」問題に関連させた諸検査の実施が目立つ。

矢田中学校は、1960年度に文部省及び大阪市教育委員会の同和教育研究指定校となり、同年度に指導計画設定のための基礎調査として、生徒の環境、性格、学力、知能に関する各種の調査を実施している。この調査には、大阪心理検査研究所、産業心理研究所、大阪少年鑑別所が直接関与している。その報告書⁶⁾は、それなりに詳細なものであるが、なかでも「本校生徒の性格」に特色を見出せる。同校では、1957～1959年にかけて、新聞に報道されただけでも三度「暴力事件」がおきていた。その内容は、当時の学校教育に対する鋭い告発というべきものであったが、学校側ではそのような受けとめができていなかったのである。⁷⁾以上のことから推察するに、「非行」の要因を各種の調査で探り出そうという意図があり、なかでも、「性格テスト」として、京大N X知能検査、絵画欲求不満テスト、絵画整理テスト、K B P I 性格検査、ロールシャハートテスト、T A T検査、田中B式知能検査を順次実施している。これらは、「地区」生徒の精神活動その他について、心理学的方法から一段と掘り下げをすることを目的に実施されたのであるが、その結果からの考察によると、「地区」の生徒は、次のような「性格」をもつとされた。

「外罰傾向が強く自分の否を認めない傾向が強い。行動自体に思考性が乏しく単純な行動。一般より自己防衛的。社会適応性は非常に低い。攻撃的で高い依存性。いわゆる受身無活動。行動形態は依存のかつ消極的で自主性に欠ける。感情行動・情緒は非常に不安定。思考活動は集中されて内向的であると共に空想的思考力に富む。集団行動では支配的性格と優越性を示す」

結論としては、このような「性格」を「非行」に結びつけた文章がないだけで、そのことを十二分に暗示している。要するに、「地区」生徒は、欠点ばかりの「欠陥人間」ということなのであろう。

同様の考察結果は、中島中学校の報告⁸⁾にもみられる。同校では、一般社会がなぜ「地区」出身者を嫌うのかということについて「部落出身者は、ひとつの職場に定着しない。部落出身者は、性格が粗暴であり、仲間とよくけんかをする。部落出身者に限って、父兄との連絡がとり難く、そのため人間的な関係が結びにくい。」からとしている。さらに、「これらは差別されるべき要因が部落民自身の中にあることを示している。教育的立場からさし当ってすべきことはといえば、このような、差別されるべき要因を生徒自身の中からとり除いていくことではあるまいか」というのであるが、その生徒自身の中からとり除くべきものとは一体なにをさしていたのかを次に紹介しておく。差別と貧困にいためつけられた生

活をしている「地区」の子ども達の「ゆがみ」として、13点を列挙している。

1. 品位がなく言葉づかいを知らないし、言葉が野卑で乱暴である。
2. まじめさがなく、真剣に物事に対峙する態度に欠けている。
3. 他人の失敗を笑い、同情心、親切がうすい。
4. 弱いものを見くびり、いじめると共に、長上を軽視し、反抗的な面が多い。
5. 饒舌、喧噪、乱暴で騒々しく、破壊的で、学用品や器械器具をよごしたり、こわしたりして平気である。
6. 利己的、功利的で協同作業や奉仕作業を好まない。
7. 貧困でありながら金使いが著しく、むだな物を買ったり、買い食いをしたりする。
8. 美醜に対する感覚が鈍く、衛生観念が乏しい。
9. 幸福感、安定感が少なく、将来への希望や夢がない。
10. 独りよがり、社会性に乏しい。
11. 責任感が極めて低く、信頼できない場合が多い。
12. 虚言が多く、不必要に同僚をかばう。
13. 性的にかなり早熟であり、しかも誤った性知識を身につけている。

但し、これらは中島中学校の独自調査によるものではなく、『岩波講座・現代教育学第12巻同和教育』にあったものに13項目を付加し、すべての子どもがこうではないと断りながら、しかし、集団的には特徴づけられるとし、最後に、同時に貧しさや差別の中できたえられた底ぬけの明るさとたくましさをもっているとしている。

ここでは、矢田中学校と中島中学校の二校を典型としてとりあげた。両校とも、文部省・大阪市教育委員会の研究指定校としての報告書であきらかにしているものである。「差別と貧困」によってという前提がつけられているものの、ここに描写された性格を合せもった人間像を想像したとき、まさに想像を絶する支離滅裂な人格ということになる。私自身が、同時期に「地区」の子ども達を部落子ども会で指導した経験をもつが、その経験からしても、たしかに「地区」生徒を個別的にみれば、さまざまな弱さや欠点を持っていたことは否定しないが、ここで描写された生徒像は、教師の根深い偏見によって創作された虚像であって、差別の再生産に他ならないのであった。そして、心理学上の各種の検査が、人間の本質面を解明できる絶対的な権威をもつものとして利用されたのである。

そして、このような報告が、研究指定校の報告として通用するというのが、大阪市の同和教育の実情であったといえる。

- 注 1) 全国同和教育研究協議会発行、「同和教育」第6号、1962. 9. 25,
 2) 前出、「教育調査の理論と展開」、P.51。
 3) 大阪市立啓発小学校、大阪市教育委員会同和教育研究指定「研究発表要録—学級にける人間関係の指導」、1961. 2. 尚、啓発小学校の校区には、飛鳥・南方の2「地区」があり、「地区」児童は全体の約35%であった。
 4) 大阪市同和教育研究協議会「研究発表要項」、1963. 11. 4。
 5) 大阪市立栄小学校、文部省・大阪市教育委員会指定「同和教育発表要録—くらしを高める生活指導」、1963. 2. 7. 尚、栄小学校は、校区全域が浪速「地区」にあっている。
 6) 大阪市立矢田中学校、文部省・大阪市教育委員会指定「同和教育指導計画設立のための—基礎調査—」、1961. 2. 尚、矢田中学校は、校区に矢田「地区」を含み、「地区」生徒は全体の約25%をしめていた。

- 7) 前出、「解放教育に何を求めるか」第二部で述べている。
- 8) 大阪市立中島中学校。文部省・大阪市教育委員会指定「同和教育発表要録―実態に即した道徳指道計画の立案と実践」, 1962. 2. 尚, 中島中学校の校区は、飛鳥・南方の二「地区」と日之出「地区」の一部を含み、「地区」生徒は全体の約45%をしめていた。

V 同和教育の内実

部落問題についての認識が、きわめて皮相的であり、また、差別の現実をあきらかにするという提起が、以上述べたようなことになったことから、同和教育の内実はどのようなものであったろうか。各校別の実践内容を詳細に述べる余裕はないので、小・中学校から各2校ずつ選び、その学校の同和教育の目標を例示してみることにする。勿論、各校とも「差別を解消していく力」とか「差別をとり除いていく力」というような抽象的な目的では一致しているのであるが、それが、各学校での具体的・実践的な課題設定となった際、同和教育についての基本的理解度が問われることになったといえよう。若干、長くなるが可能な限りそのまま例示しておく。

事例1 大阪市立矢田小学校¹⁾

われわれの求める理想像を「進んでつとめを果す子」におき、(中略)これらの育成場所とは全教科、全時間に及ぶのであるが、(中略)具体的な場として次のようなものを取り上げた。

①よく勉強する子(基礎学力の充実した子)

各教科指導、特に教育漢字の習得、算数の計算能力の向上、補習教育、遅進児の指導

②自分から進んでする子(自主性のある子)

児童会、学級会、帰りの会、「子どもの声」の箱、胸章をつける、よい子の手帳など

③よく働く子(勤労を愛し人のためにつくす子)

安全・保健・図書・園芸・気象・放送・掲示などの奉仕活動、清掃など

④だれにも好かれる子

身近な衛生習慣、習字・図工・作文などの作品コンクール。情操教育(音楽、図工など)、クラブ活動、正しい交友関係、児童個別指導票、家庭訪問、連絡保護者会など

事例2 大阪市立長橋小学校²⁾

本校では同和教育のねらいに一致した「清く、明るく、力をあわせ」の三つを校訓としてかかげている。

1「清く」 きびしい現実社会を見るとき、児童の清潔感というものが対策教育という意味ではなく、たいせつである。学校環境の清らかさ、児童の心身、すべてにわたって今までの部落べつ視の重要な理由をとり除く必要がある。貧困な児童、親たちの無理解を知るとき全職員の献身的な努力がいる。あたたかい教師の姿勢が必要である。

2「明るく」 暗い面の多い地区児童に真に力づけをするものは明るく育てあげることではないだろうか。どんな困難にも屈せず努力できる態度は、「くちびるに歌を」の生活である。

3「力をあわせ」 部落を解放する教育は、ただの仲良し教育では不十分である。あらゆる

る差別に対して、鈍感でなく、だまっておらず、これをみんなの問題として解決して
いこうとする積極的行動力を育てるのが、部落を解放する教育である。
(略)そして、同和関係校では基礎学力の向上を切実な問題として取り上げることが多い
のであるが、知識偏重の教育では、人間性豊かな子どもは育たない。ましていわゆる学
力が低位にある子どもにとっては、劣等感を抱かせ、差別を助長することになるだろう。
本校では早くから体育、音楽、書写に力を入れ情操の陶冶に心がけてきた。

事例3 大阪市立淡路中学校³⁾

本校はかつて生活指導上の問題として規律ある態度の養成が強く望まれた時期があり、
教育計画の重点にもその点を取り扱い「基礎学力の向上」と並行して4～5年間継続し
て実践されてきていました。

「楽しい学校づくり——規律ある校風の確立においた同和教育」

〔実践目標〕

〔活動場面〕

- | | |
|---------------------|-----------------------------|
| 1. 時間を正しく守る生徒 | (1)教科指導 |
| 2. なまけて欠席しない生徒 | (2)道徳指導 |
| 3. すすんで環境を美しくする生徒 | (3)特別教育活動(特に生活指導面に留意
する) |
| 4. お互いに正しくあいさつしあう生徒 | (4)学校行事等 |
| 5. きっちりと清潔な服装をした生徒 | (5)保健指導 |
| 6. ものをたいせつにする生徒 | (6)同和補充学級指導 |
| 7. 静かに廊下、階段を通る生徒 | |

事例4 大阪市立難波中学校⁴⁾

本校では、過去4ヵ年間、同和教育の一環として地域生徒の「基礎学力の充実」に目
標をおいて努力してきた。その間に関連事項として学習生活態度の問題がうかび上った
ので、本年度より数年間の計画で新しく学校生活態度、特に情操感を養うことにとりく
んでいくことにした。

〔具体的方策……生徒に月ごと努力目標を示す〕

- (ア)正しい服装、名札、ボタン、ホック、ズボンの変形、色がらの靴下、女生徒のさか
毛、色つき膚衣、ヘヤーバンド使用、化粧等の指導をより効果的にするため集会時
の服装検査を実施した。(以下、略)
- (イ)時間の厳守、特に登下校時の厳守で進んできた。毎日週番先生と公安委員生徒が校
門のところで遅刻者の氏名をかき、回数が多い生徒は家庭へはがきで連絡をとるよ
うにした。その結果遅刻を防ぐのにかなりの効果があった。(以下、略)
- (ウ)自発的に学習、なかなかむづかしく常に指導しつつけてきたが、まだまだ不十分で
ある。自主学習ができるようにするための反省及び方法をHRで研究させた。また
学校全体としては、クラス会長が各時限の最初に教科担当に連絡をとる。不在のと
きはクラス担任に連絡をとることにした。日直及び公安委員がHR日誌に不まじめ
な者の氏名をつけて反省させる等、いろいろな方法で努力をした。

ここでとりあげた事例は、部落を校区にもつ学校のなかでも、それなりの実践があると
認められていた学校であり、注でわかる通り、難波中学校を除く三校は文部省や大阪市教
育委員会の同和教育研究指定校なのである。このような意味からして、当時の大阪市の同
和教育についての基本的方針が、それなりに集約され、反映されていたとみるのが妥当と

いえよう。この事例から推察できるように、「地区」の教育要求をどのように吸収し、同和教育の課題としてとりくむかということより、学校側から生徒の側に管理主義的な「要求」をする体制内教化の傾向が強く、当時、教育行政の指導によって強力に推進されていた「特設」道德教育の影響が濃厚に反映していたことがわかるであろう。そして、個々の指導内容が必要か、不必要かということを一一般論的な観点からみれば、その必要性は認められるであろうが、それが部落解放という命題にどのような実践的整合性をもつかとなれば、きわめて多くの問題を含んでいたことになり、融和主義教育という批判は避けられないのである。

- 注 1) 大阪市立矢田小学校、文部省・大阪市教育委員会指定「同和教育に留意した生活態度の育成」、1964. 2. 尚、矢田小学校は校区に矢田「地区」があり、「地区」児童は全体の約24%をしめていた。
- 2) 大阪市立長橋小学校、大阪市教育委員会指定「研究紀要一同和教育に留意した情操陶冶の研究」、1964. 2. 17. 尚、長橋小学校は、校区全域が西成「地区」であるが、当時は「地区」の事情で指定されていない地域があったため、「地区」児童は全体の60.9%とされていた。更に、在日朝鮮人子弟が約20%在籍していた。
- 3) 大阪市立淡路中学校、文部省・大阪市教育委員会指定「楽しい学校づくりー規律ある校園の確立に重点をおいた同和教育」、「昭和40年度同和教育資料 一年間のあゆみ」より引用。尚、淡路中学校は、校区に日之出「地区」があり、「地区」生徒は全体の10%足らずであった。
- 4) 大阪市立難波中学校、「情操教育の向上」、大阪市教育委員会指導室・大阪市同和教育研究協議会「昭和40年度同和教育資料 一年間の歩み」より。尚、難波中学校は、校区に浪速「地区」があり、「地区」生徒は全体の約26%をしめた。

VI 考察とまとめ

ここに、大阪市内における同和教育関係校の実践を事例として、その内容の分析と問題点の解明を試みた。当時、同和教育関係校と指定されていた学校は、小学校10校、中学校10校の計20校である。各校の年度別にまとめられた実践報告をみると、これまであきらかにしてきた問題を共通したものとして指摘しうる。それでは、なぜこのような重大な誤謬におちいったのであったろうか。

まず第一には、白書運動の誤りであった。白書運動によって部落差別の現実をあきらかにし、そのことを通じて、自らの教育実践が部落を解放する教育としての意味を有しているのかを自己点検し、自己変革するところに白書の意義があったのに、教育実践の弱さや貧しさを隠蔽し、「地区」の側に責任を転嫁してしまったことである。

第二には、このような白書運動の誤謬は、あきらかにされた（実際には非常に誤った形で）実態の改革を教育闘争のレベルにまで昇華させることを妨げたことにある。それどころか、部落解放運動の一環として展開され、大阪市における長欠・不就学根絶の展望を初めてきりひらいた教育闘争にまったく理解を示さず、参加するどころか、PTAを通じて妨害活動にでた学校すらあった。そのために、部落を解放する同和教育の原動力であり、推進力である「教育と運動の結合」が成立しなかったことである。

第三には、伝統的な能力固定論に立脚し、教育心理学の諸調査を利用して、みかけ上の低位性を本質的なものとして位置づけたために、教育内容や方法の改良の必要性は稀薄な課題としてしか認識されず、みかけ上の低位性はこれ以降も維持されることになり、進路

保障上の大きな隘路としてつづくのである。

1965年8月11日、国の同和对策審議会答申が出された。部落解放運動史上に画期的な意義をもつものであり、同和教育にとっても一大転機となったのである。その後の大阪市の同和教育の推移については別の機会にゆずることにする。

A Historical Study of Dowa Education in Osaka City (I)

— 1960 — 1965 —

Nakano Rikuo

Dowa-education after the war has been developing in the shape of the educational movement. But in the years 1960–1965, there were a variety of problems of the Dowa-education in Osaka City. The educational administrative authorities were lack of taking into accounts of the circumstances of the parents and children in the discriminated area, and took the view that the abilities of the children were hereditary. Therefore the measures of the authorities dominated over schools, typical ones in Japan, didn't give the effect to conquer the Buraku-emancipation. These features, however, were the defects characterizing the educational circumstances throughout Osaka City.